

地域防犯カメラ設置補助金 申請の手引

令和8年3月

横

浜

市

目次

I	補助制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.1.2
II	手続きの流れ～申請準備から設置、交付まで～・・・・	P.3～6
III	防犯カメラ設置の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.7.8
IV	補助金申請前に必要な許可手続き・・・・・・・・・・	P.9
V	補助金交付申請書の提出～支払までの流れ・・・・	P.11～14
VI	維持管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.15
VII	問合せ先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.16～19

※この事業は、令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決されたあとに実施が確定します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については各飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市 HP をご覧いただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

横浜市HP→



神奈川県HP→



I 補助制度の概要

1 制度の目的

この補助制度は、日頃から地域が自主的に取り組まれている防犯活動について支援するため、防犯カメラの設置費の補助を通して、地域主体の防犯力向上を目指すことを目的に実施するものです。防犯カメラを設置したから「安全」ではなく、防犯活動と組み合わせた地道な取組が必要です。

2 補助対象となる団体

自治会町内会、地区連合町内会

3 補助対象となる防犯カメラ

道路その他の公共空間における人の動き等を撮影し、映像を記録することにより、地域における犯罪の抑止を図ることを目的として、特定の場所に固定して設置される防犯カメラを補助対象とします。

また、私有地に設置され、公道等の公共空間を撮影する防犯カメラ及び機能強化のための設置機器の更新に係る防犯カメラについても、補助対象とします。

※以下の防犯カメラは、補助対象外となります。

- ・マンションの敷地内等、主に私有地を撮影する防犯カメラ
- ・ごみ集積所のみを撮影する防犯カメラ

4 補助対象経費

- ・防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事に係る経費
(例 防犯カメラ本体、録画装置、独立柱、モニター等

※基本的に公道上に独立柱は設置できません)

- ・防犯カメラの設置を示す看板設置に係る経費

※補助対象外になるもの

- ・レンタル・リースの防犯カメラに係る費用
- ・各種許可申請等に係る費用
- ・機器の保守点検・電気料等の維持管理費、PC、予備のSDカードに係る費用等

5 補助率及び補助限度額等

- ・補助率は 10 分の9です。

- ・一台あたりの補助上限額は 280,000 円です。

※補助金額は千円未満切り捨てとなります

- ・この事業は予算台数の範囲内で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。犯罪発生状況や申請台数等を考慮し、補助金の交付を決定します。

6 設置・管理運用

防犯カメラは、犯罪抑止に効果的と考えられる適切な場所に設置してください。また、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示してください。

防犯カメラを設置する際は、住民のプライバシーに十分配慮し、運用基準を定め、適切な場所への設置、適正な管理・運用を行ってください。

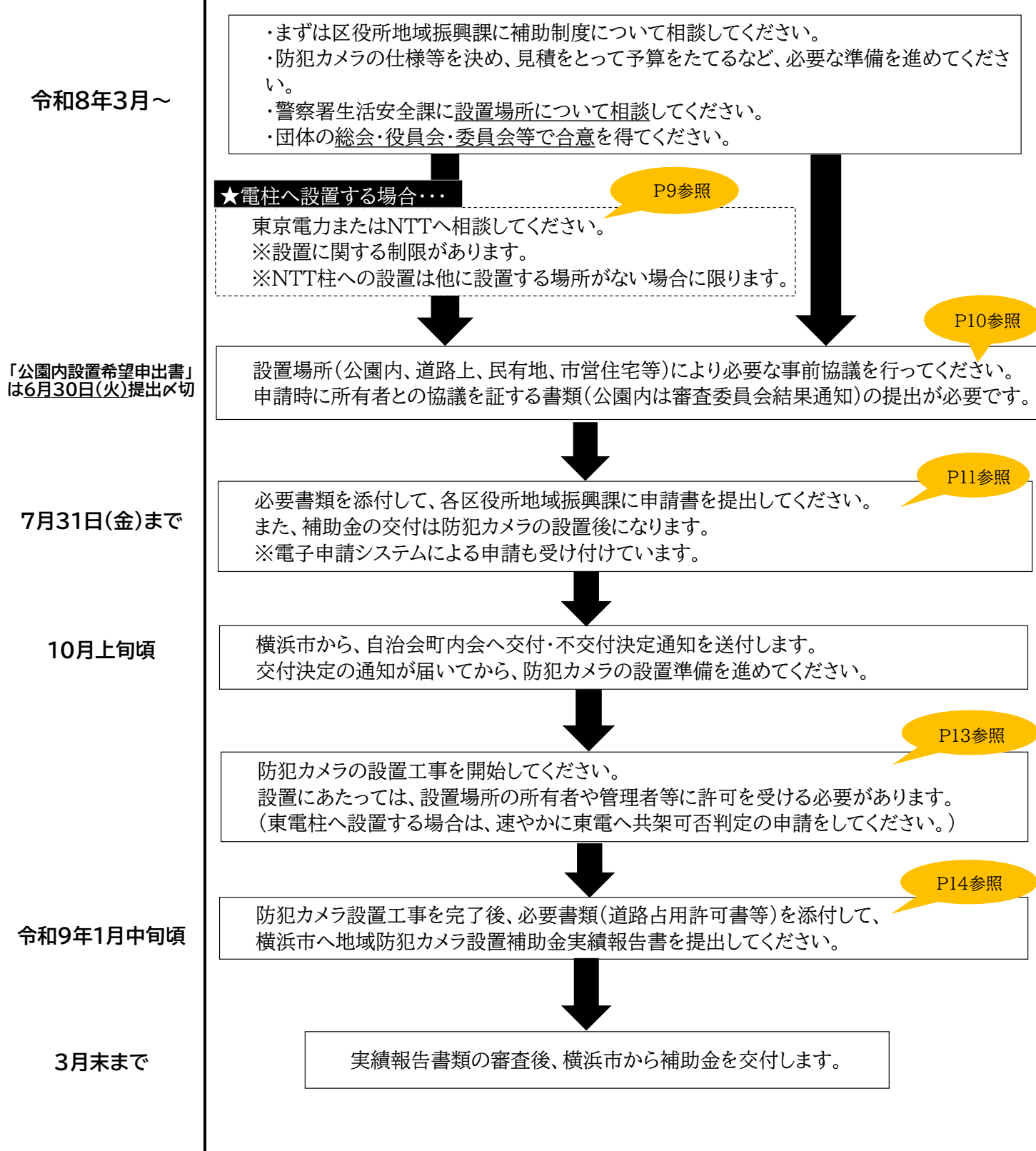
7 補助金申請から補助金交付までのスケジュール

令和8年3月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 ・設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
10月上旬頃	・補助金交付決定(横浜市から交付、不交付の決定を通知します) ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和9年1月中旬頃まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

<参考> 過年度の補助実績

	申請		補助台数	
	団体数	台数	団体数	台数
H28 年度	101	284	60	60
H29 年度	67	120	67	85
H30 年度	88	155	82	82
R 元年度	88	137	86	94
R2年度	88	151	87	95
R3年度	79	128	78	85
R4年度	54	68	53	66
R5年度	78	123	78	122
R6年度	74	130	72	127
R7年度	133	243	127	234

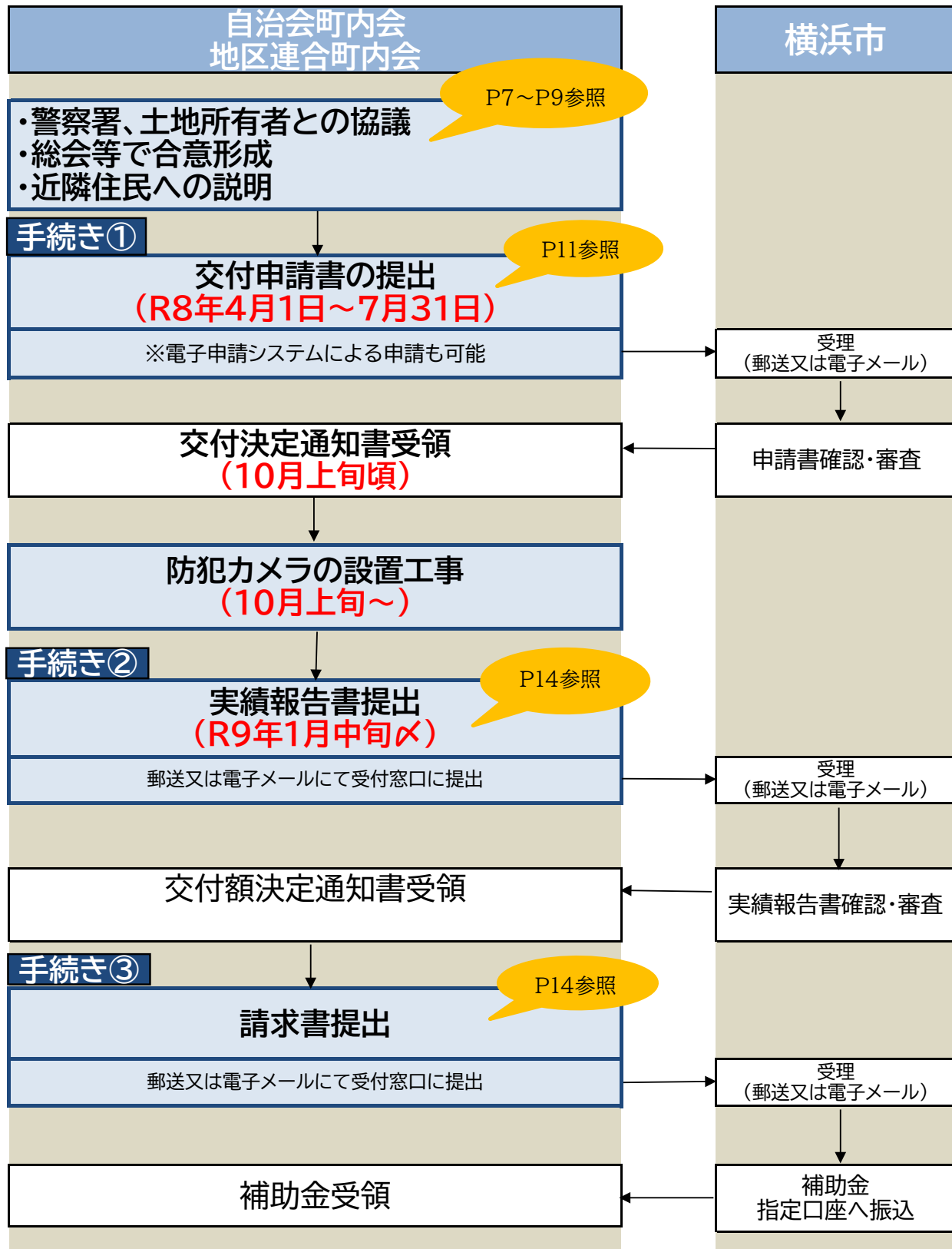
II 手続きの流れ～申請の準備から設置、交付まで～



(パターンⅠ)

パターンⅠ 民有地(自治会館等)に設置する場合

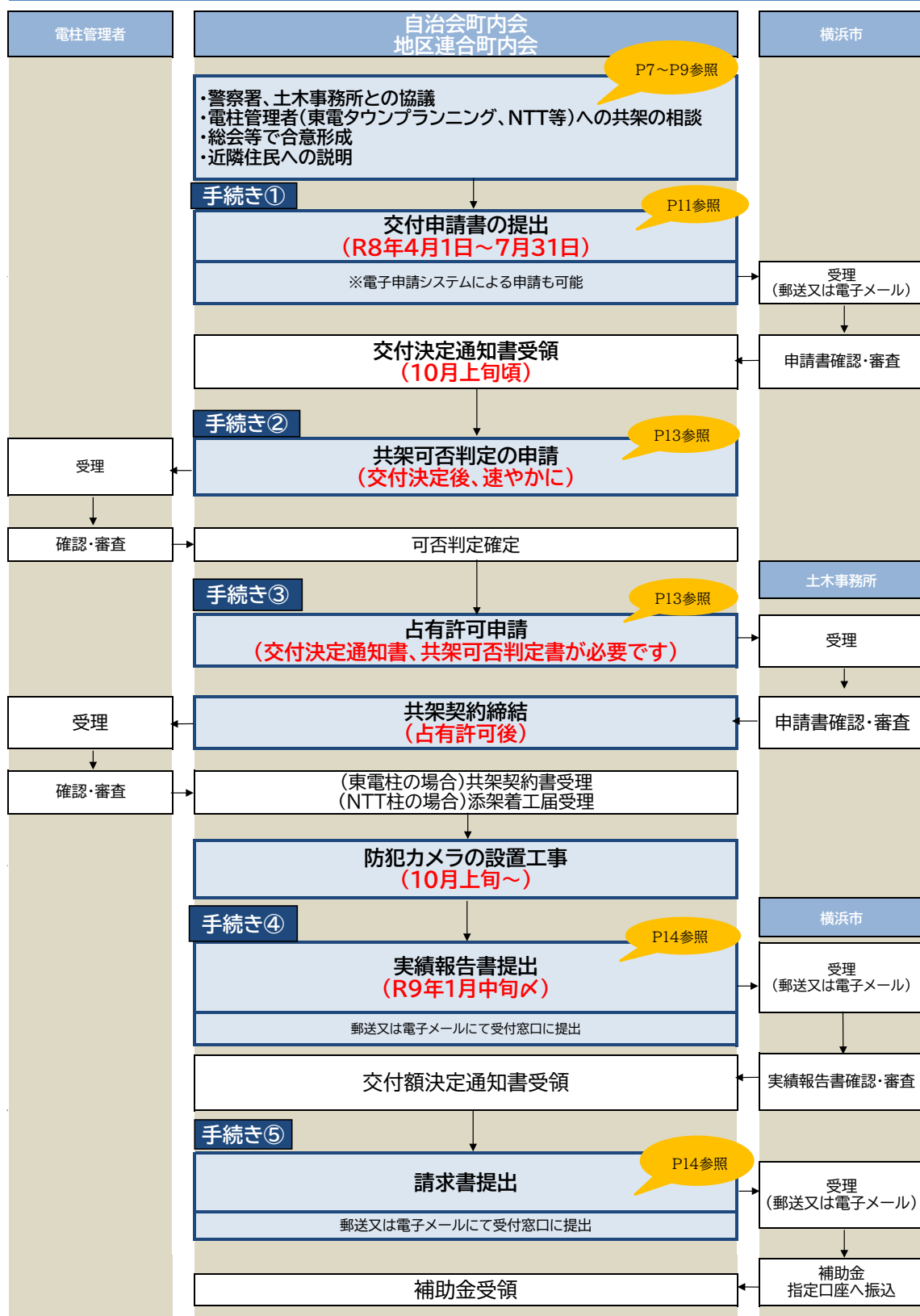
補助金が交付されるまでの流れ



(パターンⅡ)

パターンⅡ 公道(電柱)に設置する場合

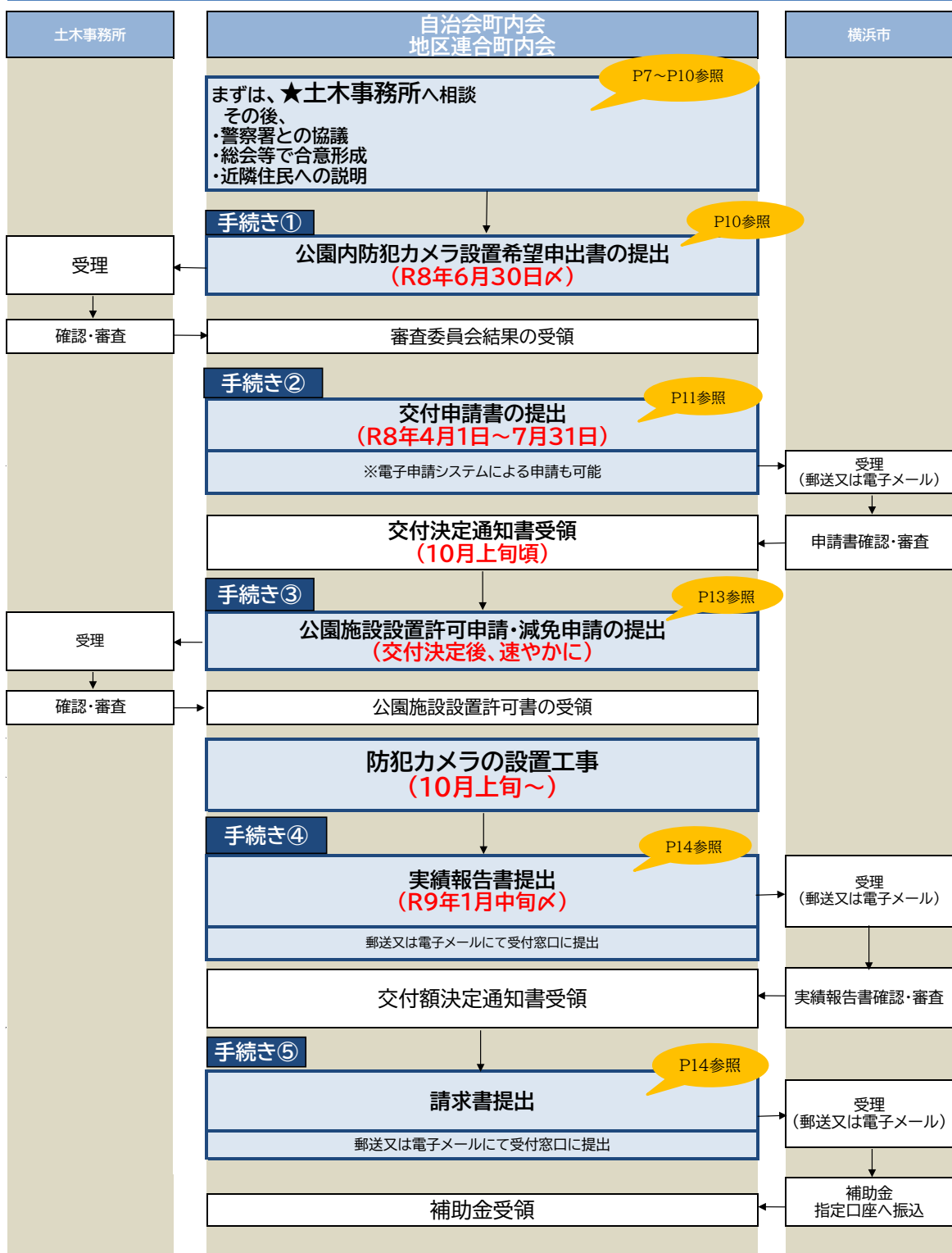
補助金が交付されるまでの流れ



(パターンⅢ)

パターンⅢ 公園に設置する場合

補助金が交付されるまでの流れ



Ⅲ 防犯カメラ設置の準備

防犯カメラの設置については、その目的や設置場所、設置や維持管理に要する費用、地域等の合意や許可手続き等を理解したうえで準備を進めていただく必要があります。そのために、以下の事項を参考としてください。

1 設置プランを作成する

設置する目的等を整理し、どこに設置し、どのように維持管理していくかを考えておく必要があります。以下の点についてあらかじめ整理してください。

(1) 設置目的・必要性を検討する

地域で取り組んでいるパトロール等の活動を振り返り、例えば活動が手薄となっている箇所をカバーする等、防犯カメラ設置の目的を検討してください。

(2) 設置場所・撮影範囲を検討する

犯罪抑止に効果的な設置場所を検討してください。また、地域の皆様が不安に感じている場所についても調査し、確認してください。

☆Point☆

犯罪抑止に効果的な設置場所については、最寄りの警察署に相談してください。

警察署の生活安全課で防犯カメラ設置の相談を受け付けています。

申請の際、警察の助言を受けていることが必要となります。

※地域防犯カメラ設置場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内の独立柱、民有地内建物壁面、自治会館壁面、公園等



(3) 設置までのスケジュール・設置の許可等を確認する

設置する場所に応じて、使用許可を得る必要があります。→P.9、10 参照
各種許可申請先について、事前に確認をお願いします。

☆Point☆

道路上や公園内、電柱に設置する場合は、申請から許可までに時間がかかるほか、設置に関しての制限があります。

特に公園内への設置は、許可に係る審査に時間を要するため、お早めにご相談ください。(設置希望申出書を提出する前の土木事務所との相談・調整や、審査会での審査に時間がかかります)。



(4)設置費用・維持管理費用の計画をたてる

業者によって設置費用は異なるため、複数の業者から設置費用の見積書を依頼してください。維持管理に係る費用についても、あらかじめ考慮してください。

総事業費が 100 万円以上になると見込まれるとき、2社以上の市内事業者から見積書の徴収が必要です。

→防犯カメラの選定・設置等のご相談先はP. 19 参照

(5)管理・運用体制、管理・運用方法を決める

プライバシーの保護や個人情報の適切な取扱いのため、「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用基準を作成してください。

(6)防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラが設置されていることを表示してください。

防犯カメラの犯罪抑止効果を高めるためには、防犯カメラが存在していることを明示するのが有効です。また、プライバシー保護のためにも表示は必要です。

※通行者に認識されやすいよう、設置場所や大きさ、色等工夫してください。

【表示例】



2 地域の合意を得る

「1 設置プランを作成する」で作成した計画を、地域の方々へ説明し、合意を得てください。また、ポスティング等の方法で、カメラ設置箇所周辺の住民にも説明を行い、必ず同意を得て下さい。

☆Point☆

防犯カメラの設置が自治会や町内会の総会、役員会、又は委員会等で承認されたことを証明する書類を保管しておいてください。

「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って、地域防犯カメラ設置運用基準を策定してください。



IV 補助金申請前に必要な許可手続き

補助金交付決定後に必要な許可申請等手続きについては、P.13～をご確認ください。

設置場所により必要な手続き等が異なりますので、参考としてください。(その他手続きを求められる場合があります。)

1 電柱に設置する場合

民有地・道路上いずれの場合も電柱を所有している会社(東京電力・NTT)の許可が必要です。

区分	許可条件等	補助金申請前に必要な手続き	備考
東電柱	東京電力へ相談してください。	★電柱への設置希望について、東京電力へ相談してください。 ★東電柱への設置が初めての団体は、基本契約を行ってください。	補助金の交付決定通知を受領後(10月上旬頃)、速やかに電柱への共架可否判定を行ってください。
NTT柱	NTTへ相談してください。 ※NTT柱への設置は他に設置する場所がない場合に限ります。	★電柱への設置希望について、NTTと事前協議してください。	補助金の交付決定通知を受領後(10月上旬頃)、共架許可申請・契約を行ってください。

<注意事項>

- 1) 東電柱への共架可否判定には 660 円／本かかります。共架可否判定結果には有効期限があるため、交付決定前に可否判定を行った場合、交付決定後に再度可否判定申込が必要になる可能性がありますのでご注意ください。
- 2) 電柱に設置する場合は、設置業者が電柱に登って作業をする資格があることを確認してください。
- 3) 防犯灯がついている電柱へ防犯カメラを設置する場合は防犯灯より上部に設置してください。防犯灯の光を遮るため、防犯灯より下部へは設置できません(補助対象外となります)。また、設置工事の際に防犯灯の向きを変えたり、防犯灯の引込線を分岐させる等、防犯灯には触れないよう業者に依頼してください。
- 4) 横浜市が所有する鋼管ポール防犯灯は、防犯カメラを設置できる強度が確保できていないので、設置はできません。
- 5) 私道、民有地上の独立柱(中継柱含む)への防犯カメラの設置は所有者の承諾があれば設置できます。
ただし、安全面等については自治会町内会でよく検討してください。
- 6) 防犯カメラ設置のために、公道上に独立柱を新設することは、原則として認められません。

設置場所により次ページの手続きも必要です。

2 設置場所により必要な手続き →問合せ先は P.18,19 を参照してください。

区分	許可条件等	交付申請前に必要な手続き	備考
道路上	・車道上であれば路面から 4.5m以上、歩道上であれば路面から 2.5m以上の高さに設置しなければいけません。 - 詳しくは土木事務所へご確認ください。 ・道路工事等のため、防犯カメラの移設や撤去が必要となった場合は、自治会町内会の負担となります。	★土木事務所(道路管理者)との事前協議 ※協議には、<u>設置場所の道路との位置関係や高さ等が分かる図面・写真等</u>をご準備ください。	※電柱等が民有地内であっても、防犯カメラが公道の上空にかかる場合は、道路占用許可が必要です。 ◎道路占用料は免除されます。
公園内	・公園管理者の許可が必要です。 ・一定の基準に適合するものに限り許可されます。 ・詳しくは土木事務所等へご確認ください。 ・審査及び設置許可には時間がかかります。(1か月程度)	★土木事務所等へ公園内防犯カメラ設置希望申出書の提出 ※事前に必ず土木事務所との相談・調整を行ってください。 ※6月30日(火)までに申請してください。	※審査委員会での審査を受けなければ設置許可申請はできません。 ◎公園使用料は免除されます。
民有地等	・土地建物等の所有者の承諾が必要です。	★所有者との協議、設置の内諾	
	・電柱や独立柱が民有地内であっても、<u>防犯カメラが公道の上空にかかる場合は、道路占用許可も必要です。</u>	★土木事務所(道路管理者)との協議 ※協議には、<u>設置場所の道路との位置関係や高さ等が分かる図面・写真等</u>をご準備ください。(電柱の許可申請等に使用したもので代用できます。)	
市営住宅	・市営住宅の土地建物に設置する場合は目的外使用許可が必要です。指定管理者(市営住宅管理者)へご確認ください	★指定管理者(市営住宅管理者)との協議	

補助金交付決定後に必要な許可申請等手続きもごさいます。必ず P. 13～をご確認ください。

V 補助金交付申請書の提出～支払までの流れ

☆「IV 補助金申請前に必要な許可手続き」(P. 11)を必ずご確認ください。

1 補助金交付申請書を提出する

(1)申請受付期限

7月31日(金) ※必着

(2)提出先

各区役所地域振興課

(3)必要書類

	書類名	説明
1	地域防犯カメラ設置補助金 交付申請書(第1号様式)	<u>□へのチェックをお願いいたします。</u>
2	地域防犯カメラ設置事業収支計算書 (第2号様式)	・総事業費(複数台であれば、第2号様式の支出合計 (B)の合計額)が100万円以上になると見込まれると き、2社以上の市内事業者から見積書の徴収が必要 です(100万円未満の場合は市外事業者可) ・優先順位及び新規または更新を記載してください。 ・1台につき1枚作成してください。
3	見積書の写し	<u>※各種申請に係る費用は、『諸経費』などにまとめず、 項目ごとに明記してください</u> <u>※1台ごとの内訳が分かる見積書をご提出ください。</u>
4	設置場所を明記した図面(地図等)	設置場所と撮影範囲を明記
5	設置場所の写真及び撮影範囲が分かる写 真	設置場所と撮影範囲の写真→P.12参照
6	今回の申請に係る防犯カメラの仕様書	設計書、仕様書、カタログの写し等

<申請書類番号5 設置場所の写真例>

設置場所の写真(1枚)とカメラの撮影範囲が分かる写真(1枚)をご提出ください。

※できる限り多方向から撮影した写真をご提示ください

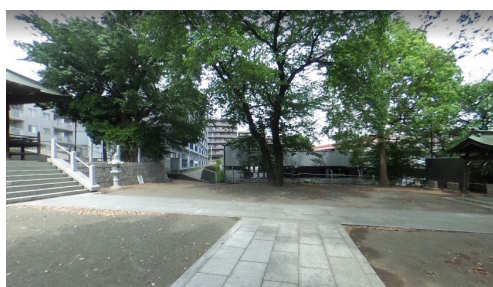


悪い例(寄り過ぎている)

設置位置を記入する
※横浜市所有の防犯灯
より下部への設置は不可



良い例(全景が確認できる)



補助対象外の例

(道路等の公共空間を撮影していない)

※写真は神社の境内を撮影しているため対象外。
マンションや集合住宅の敷地内・自治会館の敷地
等の撮影も補助対象外です。



補助対象となる例

(公共空間を撮影している)

2 交付決定通知書を受け取る(10月上旬頃)

申請書類の審査後、「交付決定通知書」、「実績報告書様式」を送付いたします。

交付決定を受けた後、地域防犯カメラの設置工事等を実施してください。

※申請内容に変更等が生じる場合は、設置工事前に必ず市民局地域防犯支援課
(671-3705)に連絡してください。

3 補助金交付決定後に必要な許可手続きを行う

設置場所、設置箇所によって必要な手続きが異なります。必ず所有者・管理者の許可を得てから設置工事をしてください。

(1)電柱に設置する場合

区分	交付決定後に必要な手続き	実績報告時添付書類	備考
東電柱	★東京電力へ共架可否判定申請・契約手続き ※東京電力へ補助金交付決定通知書の写しを提出してください。	特になし	・共架可否判定には 660 円／本がかかります。
NTT 柱	★NTTへ共架許可申請・契約手続き ※警察署が押印の協力依頼書が必要です。 ※NTTへ補助金交付決定通知書の写しを提出してください。	★添架工事着工届の写し	

(2)設置場所により必要な手続き

区分	交付決定後に必要な手続き等	実績報告時添付書類	備考
道路上	★土木事務所へ道路占用許可申請、減免申請 ※土木事務所への提出書類のうち、補助金申請書類の写しで代用できるものがあります。あらかじめコピーして保管しておいてください。 ※ <u>占用許可を受けてから設置工事をしてください。</u>	★道路占用許可書の写し	※防犯カメラが公道の上空にかかる場合は、 <u>道路占用許可が必要です。</u> ※ <u>占用許可には時間がかかります。</u>
公園内	★土木事務所等へ公園施設設置許可申請・減免申請 ※土木事務所から公園施設設置許可を受けてから、 <u>設置工事をしてください。</u>	★公園施設設置許可書の写し	※審査及び設置許可には時間がかかります。
民有地等	(土地建物や既存のポール等へ共架の場合) ★所有者に土地等使用承諾書を記載してもらう。 ※所有者から使用承諾書を受けてから設置工事をしてください。	★土地等使用承諾書(他人の敷地や構造物を使用する際に、必要です。)	
	(防犯カメラが公道の上空にかかる場合) ★土木事務所へ道路占用許可申請・減免申請 ※ <u>占用許可を受けてから設置工事をしてください。</u>	★道路占用許可書の写し	※ <u>占用許可には時間がかかります。</u>
市営住宅	★指定管理者に目的外使用許可申請 ※目的外使用許可を受けてから設置工事をしてください。	★目的外使用許可書の写し	※許可には時間がかかります。

4 実績報告書を提出する(1月中旬)

地域防犯カメラの設置が完了しましたら、速やかに「実績報告書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、市民局地域防犯支援課または各区地域振興課に提出してください。

領収書の宛名は必ず「補助金を申請した自治会・町内会名」としてください。

※詳細は交付決定通知を送付する際にご案内します。

★提出書類

- (1)設置業者からの請求書(内訳が分かるもの)
- (2)領収書の写し(補助対象カメラのみのもの)
- (3)設置場所を明記した図面(地図等)
- (4)施工後の現況写真
- (5)設置された防犯カメラにより撮影された画像
- (6)設置場所の使用等に係る書類の写し
(道路占用許可書、公園施設設置許可書、土地等使用承諾書、添架工事着工届の写し(NTT)等)

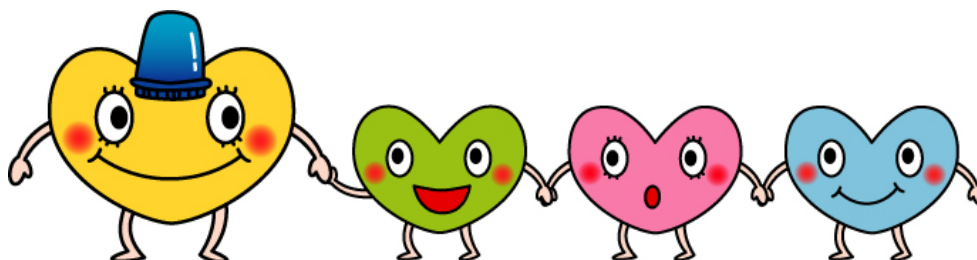
※経費の支払いにクレジットカードを使用した場合、ポイントカードにポイントが付与された場合は、補助対象外となります。

5 地域防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書を受領後、請求書を提出する

事業報告書類の審査後、申請団体の代表者に「地域防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書」と「地域防犯カメラ設置補助金交付請求書」をお送りします。

「交付請求書」に必要事項を記入し、速やかに地域防犯支援課に提出してください。

請求書に基づき、振り込みにより補助金を交付いたします。



VI 維持・管理について

1 防犯カメラの保守管理

防犯カメラは、屋外における長期間の使用により部品の劣化し、運用に支障をきたす可能性があります。

機種を選定を行う際には、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障時の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などの確認をしておくことが大切です。また、修繕に係る経費をあらかじめ見込んだ計画が必要です。

(保守点検や電気料金等の維持管理経費は補助の対象となりません。自治会・町内会負担となります。)

【参考】防犯カメラ維持管理にかかる費用

電柱に防犯カメラを設置する場合の電気代は約 600～700 円/月 程度かかります。

そのほか、電柱に設置する場合は、電柱共架料(東京電力柱:2,640 円/年、NTT 柱:1,320 円/年)が必要となります。

2 定期点検

防犯カメラを設置したら、定期的に「作動しているか」「破損はないか」などの点検を行ってください。防犯カメラの留め具などが破損していると、落下する恐れがあり危険です。

※カメラの落下などで事故が発生した場合は、設置者の責任となります。

3 管理責任者の指定

防犯カメラを設置及び運用するにあたっては、適切な管理を図るため管理責任者を指定してください。

4 継続使用

設置後、5年間は継続して運用してください。

5 防犯カメラの運用基準の作成、画像データの取扱い

プライバシーの保護や個人情報の正しい取扱いのため、画像データが外部に漏れることのないよう、「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用基準を作成し、遵守してください。

警察署から画像の提供等の要望があった場合の対応については、まずは要請のあった警察署とご相談いただき、対応の判断をしてください。

インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを設定するほか、システムを適宜更新し最新の状態にするなど、セキュリティ対策をとってください。

■補助金申請に関するお問い合わせ先(区役所地域振興課一覧)

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

名称	所在地	電話番号
鶴見区役所地域振興課	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	510-1687
神奈川区役所地域振興課	神奈川区広台太田町3-8	411-7095
西区役所地域振興課	西区中央一丁目5番10号	320-8391
中区役所地域振興課	中区日本大通35番地	224-8131
南区役所地域振興課	南区浦舟町 2-33	341-1235
港南区役所地域振興課	港南区港南4-2-10	847-8391
保土ヶ谷区役所地域振興課	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6302
旭区役所地域振興課	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6091
磯子区役所地域振興課	磯子区磯子3-5-1	750-2393
金沢区役所地域振興課	金沢区泥亀二丁目9番1号	788-7801
港北区役所地域振興課	港北区大豆戸町26-1	540-2234
緑区役所地域振興課	緑区寺山町118番地	930-2241
青葉区役所地域振興課	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2299
都筑区役所地域振興課	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2234
戸塚区役所地域振興課	戸塚区戸塚町16-17	866-8415
栄区役所地域振興課	栄区桂町303-19	894-8391
泉区役所地域振興課	泉区和泉中央北5-1-1	800-2398
瀬谷区役所地域振興課	瀬谷区二ツ橋町190番地	367-5699

■設置場所・犯罪発生状況に関する相談先(警察署一覧)

※お気軽にご相談ください。相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

名称	所在地	電話番号
加賀町警察署	中区山下町203	641-0110
山手警察署	中区本牧宮原1-15	623-0110
磯子警察署	磯子区磯子1-3-5	761-0110
金沢警察署	金沢区泥亀2-10-1	782-0110
南警察署	南区大岡2-31-4	742-0110
伊勢佐木警察署	中区山吹町2-3	231-0110
戸部警察署	西区戸部本町50-6	324-0110
神奈川警察署	神奈川区神奈川2-15-3	441-0110
鶴見警察署	鶴見区鶴見中央4-33-9	504-0110
保土ヶ谷警察署	保土ヶ谷区川辺町2-7	335-0110
旭警察署	旭区本村町33-5	361-0110
港南警察署	港南区港南中央通11-1	842-0110
港北警察署	港北区大豆戸町680-1	546-0110
緑警察署	緑区中山4-36-13	932-0110
青葉警察署	青葉区市ヶ尾町29-1	972-0110
都筑警察署	都筑区茅ヶ崎中央34-1	949-0110
戸塚警察署	戸塚区戸塚町3158-1	862-0110
栄警察署	栄区桂町320-2	894-0110
泉警察署	泉区和泉町5867-26	805-0110
瀬谷警察署	瀬谷区二ツ橋町213-1	366-0110
横浜水上警察署	中区海岸通1-1	212-0110

■道路上・公園内の設置に関するお問い合わせ先(土木事務所一覧)

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

※相談の際には、設置場所の道路との位置関係や高さなどが分かる図面・写真等が必要です。(電柱の場合は、東京電力やNTTとの協議に使用したものを代用できますので、書類一式を持参してください。)

名称	所在地	電話番号
鶴見土木事務所	鶴見区鶴見中央3-28-1	510-1669
神奈川土木事務所	神奈川区神大寺2-28-22	491-3363
西土木事務所	西区浜松町12-6	242-1313
中土木事務所	中区山下町246	641-7681
南土木事務所	南区浦舟町2-33	341-1106
港南土木事務所	港南区丸山台1-9-10	843-3711
保土ヶ谷土木事務所	保土ヶ谷区神戸町61	331-4445
旭土木事務所	旭区今宿東町1555	953-8801
磯子土木事務所	磯子区磯子3-14-45	761-0081
金沢土木事務所	金沢区寺前1-9-26	781-2511
港北土木事務所	港北区大倉山7-39-1	531-7361
緑土木事務所	緑区十日市場876-13	981-2100
青葉土木事務所	青葉区市ヶ尾町31-1	971-2300
都筑土木事務所	都筑区茅ヶ崎中央32-1 (都筑区総合庁舎4階)	942-0606
戸塚土木事務所	戸塚区戸塚町2974-1	881-1621
栄土木事務所	栄区小菅ヶ谷1-6-1	895-1411
泉土木事務所	泉区和泉中央北5-1-2	800-2532
瀬谷土木事務所	瀬谷区三ツ境153-7	364-1105

■ 市営住宅への設置に関するお問い合わせ先(指定管理者一覧)

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

区名	指定管理者	電話番号
鶴見区、神奈川区	(株)東急コミュニティー 横浜事務所	311-0028
西区、中区、南区、保土ヶ谷区	(株)東急コミュニティー 関内事務所	243-6791
港南区、戸塚区	横浜市住宅供給公社 野庭事務所	842-1999
旭区	(一社)かながわ土地建物保全協会 鶴ヶ峰管理センター	459-9520
磯子区、金沢区、栄区	(一社)かながわ土地建物保全協会 横浜南サービスセンター	778-4426
港北区、青葉区、都筑区	(株)東急コミュニティーセンター北事務所	910-1840
緑区	(株)東急コミュニティー十日市場事務所	983-0590
泉区、瀬谷区	横浜市住宅供給公社 三ツ境事務所	391-9661

■ 電柱への設置に関するお問い合わせ先

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

・東電柱に設置

東電タウンプランニング株式会社

共架業務グループ(共架コールセンター)

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル6階

TEL:048-637-3970

・NTT柱に設置(他に設置する場所がない場合に限りです)

株式会社NTT-ME設備マネジメント部

オンサイトオペレーションセンタ 設備カスタマ部門 添架担当

東京都小金井市前原町3-36-21 NTT小金井ビル2F

TEL:042-312-9009(9:00~17:00)

■ 防犯カメラの選定・設置などのご相談先

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

・神奈川県電機商業組合

横浜市南区宿町2丁目41番地

TEL:741-3041 FAX:741-3044

Eメール:kanagawa@zds.or.jp

受付時間:月曜日から金曜日の午前9:00から午後4:00

・神奈川県防犯セキュリティ協会

横浜市中区本牧間門36-13ライコムビル3F

TEL:263-8497 FAX:263-8498

ポイント 業者により設置費用は様々です。複数の業者に見積りを依頼してください。

■地域防犯カメラ設置補助金制度全般に関するお問い合わせ
横浜市市民局地域防犯支援課 TEL:045-671-3705

本手引・申請様式につきましては以下のURLまたは二次元コードからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

